

議案第十二号

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十六年二月十九日

提出者 港区長 武井雅昭

港区立学校設置条例の一部を改正する条例

港区立学校設置条例（昭和三十年港区条例第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

同 中之町幼稚園

同 赤坂九丁目三番二十四号

を

同 中之町幼稚園

同 赤坂九丁目七番八号

に改める。

別表第二中

同 三光小学校
同 神応小学校

同 白金三丁目十八番二号
同 白金六丁目九番五号

を

同 白金の丘小学校

同 白金四丁目一番十二号

に改める。

別表第三中

同 朝日中学校

同 白金三丁目十八番二号

を

同 白金の丘中学校

同 白金四丁目一番十二号

に改める。

付 則

この条例は、各規定につき、港区教育委員会規則で定める日から施行する。

(説明)

中之町幼稚園の位置を変更するほか、朝日中学校通学区域における小中一貫教育校の開校に伴い、白金の丘小学校を新設し、三光小学校及び神応小学校を廃止するとともに、朝日中学校の名称及び位置を変更するため、本案を提出いたします。